

令和4年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和4年12月13日）

---

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、令和4年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、1番能登直樹さん、4番下山則義さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月16日までの4日間としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月16日までの4日間と決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案11件、決算審査特別委員会委員長より報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和4年第6回臨時会以降、昨日までの議会動向につき

ましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 市 政 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。一般行政について報告を求めます。  
柴田市長。

○議長（川野敏夫君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

おはようございます。

歌志内／夢・まち未来会議につきまして、市政報告させていただきます。

夢・まち未来会議につきましては、まちづくりに関心を持つ多くの市民が参加し、人口減少が続く本市における将来のあるべき姿や夢、その夢を実現するための方法など、自由に語り合う場とし、「住みたいまち 次世代に誇れるまち」の実現を目的に令和3年度からスタートしたところであります。

昨年度は、延べ7回の会議を開催し、商業施設の建設や児童館等一元化の複合施設の整備に対する意見交換など、まちづくりに関する有意義な多くの意見を伺うことができました。

今年度の参加者は、昨年度から継続して参加いただいた7名のメンバーに加え、新たに2名の方に参加をいただき、男性6名、女性3名の計9名のメンバーで、よりよいまちづくりを進めるため、意見交換などを通して協働のまちづくりを進めております。

会議は、これまで8月9日、9月16日、11月2日、12月7日の4回開催し、1回目は参加者の自己紹介から始まり、メンバーの1人が主催するボランティア団体の活動内容について説明を受けるほか、新メンバーを交えて様々な意見交換を行いました。2回目は、今年度新たに取り組んでおります市の若手中堅職員で構成するまちづくりアクションプラン検討会議と合同で会議を開催し、若手職員が将来のまちづくりプランとして考えた移住・定住を進めるためのプランなどの提案に対し、未来会議のメンバーからアドバイスなど活発な意見交換が行われました。3回目につきましては、それぞれのメンバーが考える歌志内のまちづくりについて、意見やアイデアの意見交換を行い、歌志内の強みや弱み、足りないことや力を入れるべきことなど、客観的な視点で話し合われました。4回目は、まちづくりなどについてのテーマをメンバーにより設定し、テーマに沿った意見交換を行い、自分たちに何ができるかなどについて話し合われました。

この後、年度内に1、2回の開催を予定しており、引き続き夢・まち未来会議の開催状況について報告してまいります。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、市政報告を終わります。

### 報 告 第 1 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第13号議案第35号令和3年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第36号令和3年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、以上、令和4年9月13日決算審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○決算審査特別委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

報告第13号議案第35号令和3年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第36号令和3年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

次ページをお開き願います。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。議案第35号令和3年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。議案第36号令和3年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。（令和4年9月13日付託）。

2、審査の経過。10月18日、19日、20日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。認定すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第35号及び議案第36号について、一括採決したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、一括採決することに決しました。

これより、議案第35号及び議案第36号について、一括採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第35号及び議案第36号の2件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

## 議案第40号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第40号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

おはようございます。

議案第40号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行により、職員の定年年齢が引き上げられることなどに伴い、関係する条例の規定を整備するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

第1条は、歌志内市職員の定年等に関する条例の一部改正でございます。

初めに、題名の次に目次及び章名を付し、第1条の趣旨の規定につきましては、地方公務員法の改正による引用条文を整備するものでございます。

第3条及び第4条は、定年制度の規定でございます。資料は、3ページにわたります。

一般の職員の定年年齢を60年から65年、医師は65年から70年とし、定年による退職の特例に役職定年制の異動期間を延長した場合の勤務延長を含めるほか、文言の整備をするものでございます。

第6条から第11条までは、管理監督職勤務上限年齢制の規定でございます。資料は、6ページにわたります。

管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職及び上限年齢を定め、役職定年制による降任等の適用除外または特例に関する規定を設けるほか、規定の整備をするものでございます。

第12条及び第13条は、定年前再任用短時間勤務制の規定でございます。資料は、7ページにわたります。

再任用制度が令和5年3月31日限りで廃止するため、新たに定年前再任用短時間勤務制度に改め、年齢60年に達した日以降に退職された職員を対象とする規定の整備をするものでございます。

第14条は、雑則の規定でございます。この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めるものでございます。

附則第3項及び第4項は、定年に関する経過措置でございます。資料は、8ページにわたります。

第3項は、一般の職員の経過措置でございまして、現行60年の定年を令和5年4月1日から2年に1年ずつ段階的に引き上げることとしております。

第4項は、医師の経過措置でございまして、現行65年の定年を一般の職員と同様2年に1年ずつ段階的に引き上げるものでございます。

附則第5項は、情報の提供及び勤務の意思の確認でございまして、60歳に達する前年度におきまして、該当職員に対し60歳以降に適用される給与等の勤務条件を情報提供し、勤務の意思を確認するものでございます。

第2条は、歌志内市職員給与条例の一部改正でございまして。

第7条の2は、再任用職員の給料月額の規定でございまして。資料は、9ページにわたります。

再任用職員を新たに設けられる定年前再任用短時間勤務職員に改め、地方公務員法の改正による引用条文及び文言を整理するなど、規定を整備するものでございます。

第20条及び第21条は通勤手当の規定、第25条は時間外勤務手当の規定でございまして。資料は、11ページにわたります。

再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるほか、文言の整理をするものでございます。

第33条は期末手当、第34条の2は勤勉手当、第35条は寒冷地手当、第44条の2は特定の職員についての適用除外の規定でございまして。資料は13ページにわたります。

再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるほか、文言の整理をするものでございます。

附則第29項は、60歳超過職員の給料月額は70%支給とすることを規定するものでございます。

附則第30項は、給料月額の70%支給の適用除外となる職員を規定するものでございます。

附則第31項は、役職定年による降任等後の給料月額について、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額の支給根拠を規定するものでございます。資料は、14ページにわたります。

附則第32項は、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額の算定時において基礎となる基礎給料月額が降格後の職務の級における最高号俸の給料月額を上回る場合は、当該最高号俸の給料月額を上限とすることとするものでございます。

附則第33項は、管理監督職でなかった職員で給料月額の70%支給を受ける職員についても、管理監督職であった職員との権衡上必要と認められる場合において給料月額を調整することができるものとしてございます。

附則第34項は、管理監督職でなかった職員で給料月額の70%支給を受ける職員に対し、任用の事情等を考慮し、給料月額を調整することができるものとしてございます。

附則第35項は、その他の経過措置全般について、施行上の必要な事項は市長が定めることとするものでございます。

別表第1から別表第4までは、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員と改め、再任用職員の項も併せて改めるものでございます。資料は、18ページにわたります。

資料の19ページを御覧願います。

第3条は、歌志内市職員定数条例の一部改正でございまして。地方公務員法の改正による引用条文を整備するものでございます。

第4条は、歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。資料は20ページにわたります。

育児休業をすることができない職員に管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員を加え、再任用短時間勤務職員等を定年前再任用短時間勤務職員に改めるなど、規定の整備をするものでございます。

第5条は、歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。資料は、22ページにわたります。

再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改め、地方公務員法の改正による引用条文を整備をするものでございます。

第6条は、歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の改正による引用条文を整備するものでございます。

第7条は、公益的法人等への歌志内市職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。資料は、23ページにわたります。

派遣をすることができない職員に管理監督職勤務上限年齢の特例を受けた職員を加えるほか、文言の整理をするものでございます。

本文に戻ります。

第8条は、歌志内市職員の再任用に関する条例の廃止でございます。職員の定年年齢は、段階的に引き上げられることに伴い、再任用制度は廃止するものでございます。

附則。第1条は、施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

第2条は、勤務延長に関する経過措置でございます。この条例による改正前の条例において勤務延長している職員に対し、1年以内の期限で勤務延長をすることができることとし、勤務延長している職員については、昇任、降任、または転任することができないこととするものでございます。

3条から第6条は、定年退職者等の再任用に関する経過措置でございます。旧条例により再任用職員となった職員は、暫定再任用職員とするなど、短時間勤務の再任用職員を含めた暫定再任用職員に対する経過措置を規定するものでございます。

第7条は、令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢でございます。常勤の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例として、条例で定める職及び年齢を規定するものでございます。

第8条は令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢でございます。短時間勤務の暫定再任用職員の昇任、降任等の特例の読み替え適用を定めるものでございます。

第9条は、令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員でございます。短時間勤務の暫定再任用職員が、定年退職相当年齢に達するまでの間における昇任、降任等の特例とする職を定めるものでございます。

第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置でございます。当該定年前再任用短時間勤務職員が常勤職であった場合に適用される定年年齢に達した後に、定年前再任用職員とすることができないとするものでございます。

第11条は、令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢でございます。事前情報提供及び勤務意思確認行為を行う対象として基準とする年齢を60歳として定めるものでございます。

第12条及び第13条は、歌志内市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置でございます。暫定再任用職員の定めを改正前の地方公務員法及び定年等に関する条例により、施行日以降の期間において、定年の勤務延長している職員に適用しないこととし、暫定再任用職員の給料月額決定については、定年前再任用短時間勤務職員の給料と同様とするものでございます。

第14条は、歌志内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなし、部分休業をすることができない職員とするものでございます。

第15条は、歌志内市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員と同じ1週間当たりの勤務時間を適用するものでございます。

第16条は、公益的法人等への歌志内市職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置でございます。暫定再任用職員は、公益的法人等へ派遣することができないこととするものでございます。

第17条は、その他の経過措置の規則への委任でございます。附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回は、定年年数が引き上げられるということで、このことについて職員並びに組合の方々と話し合いはされているのか。されていたら、どういうふうな意見、反応があったのか聞いておきたいなと思います。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 今回、暫定的に定年が延長になる職員、主に管理職になろうかと思いますが、課長会議等を通して、該当となる方には制度の内容は説明をして、あと組合には、ここの部分につきましては、一応申入れをして、制度全体について妥決といいますか、了承したというところの回答は得ているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ということは、特段双方から嫌とかという、そういう反応はなく、いたって穏便に話が進んでいたという形で捉えていいですか。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 今回、この条例の改正をする部分は、国家公務員の定年延長から流れてきて、地方公務員法が改正されたことに伴うものでございますので、制度的なものでございますので、そこについては特段の組合のほうからは、特段のものはなかったものですから、理解はしていただいているものと解釈しております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第41号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第41号固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、本市の総合計画等において主要観光施設に位置づけている株式会社歌志内振興公社所有の保養施設を維持することによる地域経済の活性化及び同社の経営安定に資するため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

固定資産税の減免の特例に関する条例。

株式会社歌志内振興公社が所有する固定資産税、うたしないチロルの湯及びアリーナチロルに対する固定資産税を令和5年度から3年間免除するものとする。

この減免措置につきましては、議員各位の御理解の元、平成20年度から廃止されており、現行の条例において本年度末まで実施することとしております。この間、同社におきましては、経費節減などの自助努力による経営健全化を図ってはおりますが、決算状況を見ますと、周辺人口の減少や長期化する新型コロナウイルス感染などの影響により、多くの累積赤字を抱えており、厳しい経営を余儀なくされている状況下においては、今後も必要な支援であると判断されますので、同社からの要請に応じ、引き続き令和5年度から7年度までの3年間、減免措置を講じようとするものでございます。

附則。第1項、この条例は、公布の日から施行する。第2項、固定資産税の減免の特例に関する条例（令和元年条例第14号）は、廃止する。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かちょっと確認させていただきたいと思います。

まず、平成20年度からいろいろ大変だということでこういうこと、条例をやっているのですけれども、今回減免ということで、これはもうずっと減免という話が出ていたと思うのですけれども、減免ということは課税対象ということになっていると思うのですけれども、これ申請行為が必要かなと思うのですけれども、先ほど副市長の説明の中では要請があったということなのですけれども、申請はされているのかどうなのか聞いておきたいと思います。

その減免となると、その申請に伴う条文というのがちょっとなかなか見当たらないかなと思



うのですけれども、それはどういうふうに捉えているのか聞いておきたいと思います。

最後三つ目なのですけれども、提案理由の中身として、経営面での理由でということになっていのですけれども、これいつぐらいまで経営面の理由でということ減免していくのか、結構その辺、はっきりさせたほうがいいのかなという気もするので、聞いておきたいと思います。お願いします。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず1点目の申請の件であります、これずっと申請を行って減免をしておりましたが、昨年度より税の所管の市民課と協議いたしまして、この議会でこの条例を認められているということで、申請はその後行っておりません。それに伴って、その申請の条例という部分はないのですけれども、経営面、いつまでこの減免続くのかということですが、ずっと安定的な経営が見込まれるというしか言いようがないのですけれども、経営が落ち着いたらということで答弁させていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 申請はしなくても可決されていけばということなのですけれども、それについては、申請に関しては、手続上問題はなく、申請がなくてもできるよと、減免ができるよという形で捉えていいのか聞いておきたいと思います。

経営面の話なのですけれども、これ課税、そもそも課税をしない。最初から課税はもうしませんよという方向性に持っていくことも考えてもいいのかなと思うのです。そうすれば、手続上、いろいろなまちよと議会の議決だとか、いろいろ違う方面で出てきますけれども、この3年後とかそういうことも考えなくできるのかなと思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えられているのか聞いておきたいなと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 申請がなくてもという部分では、この条例が議会のほうで認めていただければ、それで決定ということになるかと思えます。

課税しなくてもというお話です。方法としては、課税をしないで、この相当分補助金等で補うという方法もあろうかとは思いますが、そうなった場合には、逆に法人税等のほうに影響が出るという懸念がございます。そういった部分でこのたびもこのような、平成20年度からずっと行っております減免の特例条例というものを制定させていただきました。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最後です。そうすると、経営面がなかなか安定しなければ、今後も、その3年後以降も変わらずこういうふうな形で提案されてくるという認識を持っておいでですか。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 経営の部分につきましては、鋭意努力を続けてまいりますので、その辺は御理解を願いたいと思いますが、なかなか、先ほどから提案理由で言っておりますけれども、なかなか現在においてはコロナの影響ですとか、様々な形、人口の減少、そういった部分でなかなか思うように経営がいかないところではあります。その経営状況の推移を見ながら御提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第42号歌志内市複合商業施設設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第42号歌志内市複合商業施設設置条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市複合商業施設を供用開始するに当たり、設置に関し必要な事項を定めるため、この条例の制定しようとするものであります。

次ページの本文に入ります。

歌志内市複合商業施設設置条例。

第1条は、目的及び設置の規定でございます。住民が安心して健康的な食生活が送れるよう、生鮮品及び日用品等の生活必需品等を供給するため、歌志内市複合商業施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、名称及び位置の規定でございます。名称、歌志内市複合商業施設。位置、歌志内市字文珠228番地14が代表的な地番となっております。

第3条は、貸付者の資格の規定でございます。施設の貸付を受けようとする者の該当事項を規定するものでございます。

第4条は、貸付契約の規定でございます。施設の貸付を受けようとする者につきまして、市長に貸付の申出を行い、貸付契約を結ぶものでございます。

第5条は、貸付期間の規定でございます。施設の貸付期間は貸付開始後15年以内とし、これを更新することができることとするものでございます。

第6条は、貸付料の規定でございます。施設の貸付料は、月額20万円以内とするものでございます。

第7条は、貸付料の減免の規定でございます。特に必要があると認めるときは、貸付料を減額し、または免除することができるものとしてございます。

第8条は、委任の規定でございます。この条例に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

附則。第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附則第2項は、準備行為でございます。施設の貸付手続その他この条例の施行に関し必要な

準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 何点かお聞きしたいと思います。

まず一つ目なのですが、この条例に関しては、ほかの小売業者も該当となり得る中身だと私は認識しているのですが、その辺は私の認識が合っているかどうか確認したいと思っております。

もう一つです。今回の施設、建設した後に入ってもらおうということだと思っておりますけれども、それはテナントという形で募集することになると思うのですが、このテナントというのは、公募する形が筋ではないかなと思うのですが、その辺はどういうふうに考えられているのか聞いておきたいと思っております。

今回のこの条例文の中に書いてありますけれども、第6条の中に月額20万円以下という形で書かれているのですが、この20万円以下にする根拠はどういうふうになっているのかを聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず1点目の小売業者の対象ということになります。これスーパーマーケットという意味で小売業者を対象としております。

次に、テナントの募集ということでございますが、これはこのたびアークスの出店につきましては、これまで定例会や各委員会などにおいて説明させていただいておりますけれども、始まりは平成27年から株式会社アークスの担当者が来庁されまして、旭川市に物流拠点が完成するため、旭川市から2時間程度の移動範囲において小型スーパーマーケットの出店計画がある、そういった説明を受けたことが始まりであります。

その後、同社には、市内の空き店舗や遊休施設の提供などを行いながら、意見交換、情報交換を進めてまいりましたが、諸条件の関係から実現には至りませんでした。そして、令和3年以降につきましても、継続的に同社と協議、また庁内検討を進めてきたところ、同社との協議が平成27年度以降、長期に及んでいるという状況から、昨年11月に立地場所として現在工事が進められております旧文珠会館跡地がよいとの意向が示されました。同社との協議をこれ以上先延ばしすることは、同社が本市への出店を断念することとなり、このタイミングを逃してしまうとスーパーマーケットの誘致は困難なものになる、そういった判断をしたところであります。

よって、企業誘致といった視点で、これまで解決に至らなかった買い物問題について、より具体的に協議を進めるために、令和4年2月15日付で同社と基本合意を締結したところであります。

その後、6月に建設費の補正予算を認めていただき、7月には建物賃貸借予約契約を締結いたしました。さらには、8月に道北アークス出店に係る合同発表会を開催したところであります。

このような経過を踏まえ、本市は道北アークスを誘致するという考えの下で進めてきており、現在に至っております。でありますので、公募という形ではなく、誘致という考え方で進めてきているということで御理解願いたいと思っております。

それともう1点、条例第6条の20万円以下の根拠であります、これは面積に応じて1坪1,000円ということで設定しております、このたびは19万円になるのかなというふうに思われます。それで、20万円以下という表示をさせていただいております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 基本的にテナントに入ってもらうために、今までの流れでアークスということになっているのですけれども、企業誘致とテナントに入ってもらうための公募というのは別々なのではないかなと思うのです。基本的に公募はしないと駄目でないかなと思うのです。公募して、入札募るという形を取って、それでアークスしかいなかったよとなれば随意契約だとかという形になり得るのかなと思うのですけれども、その辺のちょっと認識が私のほうの、私がずれているのかちょっと分からないのですけれども、ちょっとその辺もう1回御答弁願いたいと思います。

貸付のその20万円なののですけれども、1坪1,000円ということなののですけれども、建物自体のその4億円かけて建てているのですけれども、それに関しては全然加味はされないで、土地1坪だけの1,000円だよということで計算されているのか、もう1回伺いたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 私のほうから御答弁させていただきたいと思います。

先ほど産業課長のほうからアークスの関係、企業誘致という形で御答弁させていただきました。これまでも何度か議員説明会、また商工会議所、小売業者、町内会連合会の情報交換会、こういった形の中で説明をさせていただいておりますが、私どもは一貫としてこの7年越しにわたる企業誘致という形でアークスの展開を期待しているということでございまして、今回、公設民営という形の中で事業展開をしてみたいということでございます。

そのために、当然ながら6月議会だったかと思いますが、やはりその設置条例というものが必要ではなかろうかというような質疑がございまして、その中で単なる誘致した企業との間の中で、契約の中だけでその建物の利用について目的を定めるのではなくて、条例というしっかりとした形の中で建物の使い方の制限を設けるべきではないかと、そういった形の質疑をさせていただいたかと思っております。それに基づきまして、私どもは条例を今回設けまして、前提として誘致したアークスという形になりますけれども、そここの条件を条例の中に付させていただきます。

ただし、万が一といいますか、今回15年という考え方でおりますけれども、アークスが仮に撤退した後につきましては、当然先ほど議員がおっしゃられますように、公募という形のそういったこの建物に入居してもらえる部分も含めて考えて設けた条例と、そのように考えていただければと思います。

ということで、20万円という金額につきましても、誘致して来られる企業の条件をお互いに精査した中で設定した、設定し条文に設けたと、このようなことで御理解いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今、副市長から御答弁いただきましたけれども、条例の中で使用目的等うたえば、うたったほうが良いという形で話してきたのはそうなののですけれども、今回のこの条例の中で使用の目的だとか、そういう、こういうことに使ってはいけませんよというものは、この条例の中には入っていないように思えるのです。

やはり、基本的にはアークスが今まで話をしてくれているというのはあると思うのですけれども、どうしても市が建てて、そこに誰か来てくださいという形のものがアークスという話が進んでいるだけであって、それは今までのその話の流れの中であって、やるべきことはやはりテナントを誰が使ってもらえるかということをしちんと条例をつくった後にその条例に沿って誰ができますかという公募をして、それでアークス、そのほかにも何か手を挙げる業者がいれば、そこで初めて入札だとかという形になって、そこでその後調印だとか、契約だとかということになると思うのですけれども、だからそれがなかなかそういうのがなく、最初からもうアークスで企業誘致がされるので、公募はしなくていいという考えというのは、私の中ではちょっとなかなか腑に落ちないところがあるのですけれども、その辺、もう1回ちょっと答弁いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 本来、これから事業所を選ぶというか、そういう選考過程を経なければならないという部分であれば、今議員おっしゃられるようなプロセスは必要なのかなと。ただ、何度も繰り返し申し上げますけれども、このたび7年間に及ぶ交渉のもと企業を誘致したのだということでございます。例えば文珠に製造業の企業を誘致した際も、やはり企業との話合いの中で市の負担、企業の負担ということで、例えばああいう建物の部分を整備を行いまして、操業を開始し、今日に至っているということでございますので、私どもといたしましては、やはり企業、市に来ていただける企業、これはこれも何度も説明、意見交換させていただいてはいますけれども、歌志内市にとって必要な企業であると。子供たちとの語る会の中においても、商業施設が欲しい、買い物できる場所が欲しい、そういった市民ニーズに応える形の中で実現できたものだというふうに考えております。

そして、実際に6月の定例会におきまして、建設費に係る補正予算というものもこの議会の中で承認いただいた経過があり、現在、来年の春のオープンを目指して実際に建物の建設が進んでいるところでございます。

そういった経過も踏まえた中で、今回条例の、設置した条例につきましては、先ほども申し上げましたけれども、この条例の中の第4条ですか、相手方とは貸付契約を結ばなければならない、この部分についてこれからしっかりと煮詰めていきまして、その内容について議会のほうにもしっかりと丁寧に御報告させていただきたいと、このように思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

## 議案第43号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第43号歌志内市地域交流施設設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第43号歌志内市地域交流施設設置条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、歌志内市地域交流施設を供用開始するに当たり、設置に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市地域交流施設設置条例。

第1条は、目的及び設置の規定でございます。多くの市民が集い、交流の場を創出し、もって市民生活の向上及び地域の経済活性化を図るため、歌志内市地域交流施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、名称及び位置の規定でございます。名称、歌志内市地域交流施設。位置、歌志内市字文珠228番地14でございます。

第3条は、管理の規定でございます。交流施設は、市長が管理することとするものでございます。

第4条は、利用制限の規定でございます。交流施設の健全な利用を図るため、利用の禁止または制限することができる事項を規定するものでございます。

第5条は、賠償責任の規定でございます。利用者が建物、設備及び備品等を損傷または滅失した場合の賠償責任を規定するものでございます。

第6条は、委任の規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとするものでございます。

附則。第1項は、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用または廃止に関する条例の一部改正でございますが、定例会資料の24ページを併せて御覧願います。

本条例の施行に伴い、第2条に規定している重要な公の施設に、第16号の「地域交流施設」を加えるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回のやつなのですけれども、交流施設、これ管理は誰が行うのかをちょっと聞いておきたいと思います。管理をどこかに委託するのであれば公募してという形になるのか、それもちょうと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 管理につきましては、この条例の中では市長が管理するというふうになっておりますけれども、これは管理委託をしようというふうに考えております。また、その管理委託につきましては、公募ということではなく、今アークスがテナントで入るということで、清掃だとかいろいろありますが、それと一緒にやってもらうという部分では、アークスに管理運営を委託するというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君）　ということは、これから入ってもらうアークスに、店舗とここの交流施設の部分全部を管理してもらって、管理してもらうということは、当然鍵の管理だとか、そういうセキュリティーの面だとか、そういうところも多分出てくると思うのですけれども、そういうことも全部アークスでやるのか、ちょっとその辺はまだあれなのですけれども、店舗に入ってもらうところに全部委託して管理してもらおうという考えを持っているということによろしいですか。

○議長（川野敏夫君）　佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君）　詳細に至っては、まだそこまで協議は進んでおりませんが、施錠の関係はどうするのかという部分を含めながらアークスと協議を進めていかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（川野敏夫君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時59分　休憩

---

午前11時07分　再開

○議長（川野敏夫君）　休憩を解いて、会議を再開いたします。

ここで、理事者より先ほどの議案第43号における答弁について訂正したい旨の申出がありましたので、これを許可します。

佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君）　申し訳ございません。先ほどの女鹿議員からの地域交流施設の管理についての答弁について、訂正させていただきたいと思います。

先ほど、私、管理はアークスに管理委託するというふうに答弁申しあげましたが、公の施設でありますので、管理はあくまでも市が管理をいたします。アークスへの委託は、業務委託をするという考えでございます。

以上、訂正いたします。申し訳ございません。

#### 議案第44号

○議長（川野敏夫君）　日程第10　議案第44号歌志内市産業開発促進条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君）　－登壇－

議案第4号歌志内市産業開発促進条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、本市における企業の立地及び振興を促進するため、市内に施設等を新增設する事業者に対し助成要件の緩和を図り、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的に、現行条例を全部改正しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市産業開発促進条例。

歌志内市産業開発促進条例（昭和39年条例第16号）の全部を改正する。

第1条は、目的の規定でございます。本市における企業の立地及び振興を促進するため、施設の設置者に対する助成の措置を行い、産業の開発及び促進を推進することにより、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市の経済の発展及び市民の福祉の向上に資することを目的とするものでございます。

第2条は、定義の規定でございます。各号に定める用語の意義を規定するものでございます。

第3条は、対象者の規定でございます。歌志内市過疎地域持続的発展市町村計画に記載の振興すべき業種や日本標準産業分類に規定する業種対象業種として規定するものでございます。

第4条は、助成措置の規定でございます。本条例の目的を達成すると認め指定した者に対して、課税の免除、補助金の交付、特別報奨金の交付及びその他必要な助成を講ずることができる旨、規定するものでございます。

第5条は、助成措置の基準の規定でございます。第4条の助成措置を受けることができる指定事業者は、投資額500万円以上で3人以上の雇用増に該当しなければならないこととしております。なお、課税の免除の指定事業者につきましては、3人以上の雇用増の規定を除外しております。

第6条から第9条は、課税免除、補助金、特別報奨金及びその他必要な助成の規定でございます。助成措置の内容を規定するものでございます。

第10条は、出資の規定でございます。指定事業者に対し、議会の議決を経て出資することができることとするものでございます。

第11条は、助成措置の申請の規定でございます。課税の免除、補助金、特別報奨金及びその他必要な助成の申請につきまして規定するものでございます。

第12条は、助成措置の承継の規定でございます。助成の措置を行うべき期間中に事業の譲渡等があった場合、その事業を承継する者が助成措置の残存期間を引き続き承継することとするものでございます。

第13条は、指定及び助成措置の取消しの規定でございます。創業開始から3年以内に事業を廃止した場合や市税の滞納、偽り等の手段により助成措置を受けた場合は、助成措置の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものでございます。

第14条は、歌志内市行政手続条例の適用除外に係る歌志内市税条例の準用の規定でございます。課税免除に関するものは、歌志内市税条例の規定を準用することとするものでございます。

第15条は、産業開発促進事業審査委員会の設置の規定でございます。助成措置の適正化を図るため、審査委員会を設置し、必要事項の審査を受けることとするものでございます。

第16条は、指定事業者の責務の規定でございます。指定事業者は、市内に住所を有する者



を積極的に雇用するよう努めなければならない旨、規定するものでございます。

第17条は、規則への委任の規定でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

附則。第1項は、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。

第2項は、経過措置でございます。改正前の産業開発促進条例の規定により助成措置を受けている事業者につきましては、本条例の施行後もその効力を有することとするものでございます。

第3項は、歌志内市誘致企業向け住宅条例の一部改正でございますが、定例会資料の25ページを併せて御覧願います。

本条例の全部改正に伴い、旧条例番号から新条例番号に改めるものでございます。

本文の附則に戻りまして、第4項は、この条例の失効でございます。この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた助成措置の決定については、同日後も、なおその効力を有する。以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 今、最後に附則で、この条例の失効ということで、この条例は令和6年3月31日限りその効力を失うということでございますけれども、そうなりますと、要は令和5年度の年度末で失効するというので、そのあとまた新たにこの産業開発促進条例がまた新たに提案されるのか、その辺ちょっと見通しについてお聞きいたします。

○議長（川野敏夫君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） 失効の件でございますが、過疎法が令和6年3月31日までの時限立法になっております。その過疎法による措置を含んだ本条例も効力を失うということになるわけなのですが、その過疎法が今後どのように改正されるのか、現在においてはちょっと不透明な部分もありますので、また全部改正が必要なのか、または一部改正で済むのかというのは、過疎法の改正内容によるものと考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

## 議案第45号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第45号歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたし

ます。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君）　－登壇－

議案第45号歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）の公布に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成経費に係る限度額の規定を改正するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市議会議員及び歌志内市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の26ページを御覧願います。

第4条第2号ア中、「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中、「7,560円」を「7,700円」に改める。これは、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額を引き上げるもので、第2号アは、一般運送契約以外の契約である場合の自動車借入契約の1日当たりの限度額を、イは燃料供給の契約である場合の燃料代金の1日当たりの限度額をそれぞれ改正するものでございます。

資料の27ページを御覧願います。

第8条中、「7円51銭」を「7円73銭」に改める。これは、選挙運動用ビラ作成の公費負担の限度額を引き上げるもので、ビラ1枚当たりの作成単価を改正するものでございます。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「9万840円」を「9万2,522円」に改める。これは、選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額を引き上げるもので、1枚当たりの作成単価と定額の企画費をそれぞれ改正するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。附則第1項は、施行期日でございます。この条例は公布の日から施行する。

附則第2項は、適用区分でございます。改正後の条例の規定について、施行の日以降に告示される選挙から適用するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます

○議長（川野敏夫君）　これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

## 議案第47号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第47号歌志内市職員給与条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第47号歌志内市職員給与条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります令和4年人事院勧告の概要につきまして資料に基づき御説明いたしますので、定例会資料の29ページをお開き願います。

人事院勧告の概要として関係部分を抜粋しております。上段を御覧願います。

給与勧告のポイントであります。給与改定の内容と考え方といたしまして、月例給（1）俸給表につきましては、民間給与との較差921円（0.23%）を埋めるため、民間との較差がある初任給の引上げ及び若年層についても同程度の改定を行い、平均0.3%の俸給表の水準を引き上げることとなっております。次にボーナスでございますが、期末・勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう4.3か月分から4.4か月分に引き上げることとなっております。引上げとなった0.1か月につきましては、勤勉手当に配分され、本年度は12月期に0.1か月、来年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分されることとなっております。

それでは、議案に戻りまして、歌志内市職員給与条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案いたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ、給料月額及び勤勉手当の支給割合を改正するとともに会計年度任用職員の給料については、4月1日における職員給与条例に規定する支給額が、当該年度における支給額となるよう関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市職員給与条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたします。資料は、29ページ下段から30ページにわたります。

第34条の2は、勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。令和4年12月期の勤勉手当の支給割合を、再任用職員以外の職員については0.1か月分、再任用職員については0.05か月分引き上げることに伴い、関係する規定を整備するものでございます。

別表第1、別表第3及び別表第4までの改正は、令和4年人事院勧告に伴う国家公務員の俸給表の改正に準じ、本市給料表を改正するものでございます。

第2条、歌志内市職員給与条例の一部を次のように改正する。

資料の44ページをお開き願います。

第34条の2は、勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。第1条において引き上げられた勤勉手当関係の規定を、令和5年度以降は6月期及び12月期において均等になるよう改正するものでございます。

第3条、歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

資料は、45ページにわたります。

こちらにつきましては、年度ごとの任用となる会計年度任用職員の勤務条件等に鑑みて、給料の支給額については、年度当初における職員給与条例に規定する支給額が当該年度における支給額となるよう、附則に係る規定を整備するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。第1項は、施行期日等でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2項は、第1条に規定した給料表の改正は、令和4年4月1日から適用し、勤勉手当の改正は、同年12月1日からの適用を定めるものでございます。

第3条は、給与の内払でございます。令和4年4月から支給済みの改正前の条例の規定による給与について、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第46号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第46号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職

の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の28ページを御覧願います。

(歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)。

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、「100分の215」を「100分の220」に改める。

附則に次の1項を加える。第11項、令和4年12月に支給する期末手当に限り、第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の225を乗じて得た額とする。これは、令和5年度以降の期末手当の支給月数を6月、12月、それぞれ0.05か月分引き上げる改正を行うとともに、令和4年12月の期末手当に限り0.1か月分の引上げを行うこととする規定を定めるものでございます。

第2条は、特別職の職員の期末手当に関する規定を、第1条で御説明いたしました議員の期末手当と同様に改正するものでございますので、説明は省略させていただきます。

本文の附則に戻ります。

附則。第1項につきましては、この条例改正を令和4年12月1日から適用することを定めるものでございます。

第2項は、改正前の条例の規定により支給の期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

## 議案第48号

○議長（川野敏夫君） 日程第14 議案第48号財産の貸付についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第48号財産の貸付について御提案申し上げます。

下記により、市有地を無償貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

1、貸付物件。土地。所在、字中村。地番76番地2のうち。地目、宅地。地積、5,366.16平方メートル。同じく、地番76番地3のうち。地目、雑種地。地積、3,952.09平方メートル。合計、9,318.25平方メートル。

2、貸付期間。令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

3、貸付の相手方。歌志内市字中村78番地3、株式会社歌志内市振興公社、代表取締役、平間靖人。

4、貸付の目的。保養施設（宿泊、浴場及び体育館）に関する事業用地として使用するため。

提案理由は、株式会社歌志内振興公社に対する経営支援として、うたしないチロルの湯及びアリーナチロルが所在する市有地を3年間、事業用地として同社へ無償貸付するため、法令の定めるところにより、議会の議決を得ようとするものでございます。

株式会社歌志内振興公社への財産の貸付につきましては、議員各位の御理解のもと、平成20年9月以降、市有地の無償貸付について同社が実施する歌志内市健康の村施設活性化推進計画の着実な推進と同社の経営を支援するため、本年度末まで議決をいただいているところでございます。同社におきましては、経費削減など経営健全化に向け自助努力を続けられておりますが、周辺人口の減少や長期化する新型コロナウイルス感染などの影響により、同社の経営状況は、依然として厳しい状況が続くものと判断されたことから、引き続き3年間の市有地無償貸付期間の延長申請があったところでございます。

本市といたしましては、同施設は貴重な観光資源であり、市民の健康増進をはじめ、交流人口の増加による地域経済の活性化に寄与している同社への支援について事情やむを得ないものと判断したことから、土地の無償貸付をすることとし御提案するものであります。

なお、無償貸付地の位置図につきましては、定例会資料の46ページに掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 議案第49号財産の貸付についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第49号財産の貸付について御提案申し上げます。

下記により、市有地及び建物をを無償及び時価より低い価額で貸付するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。  
記。

1、貸付物件。

(1) 土地。所在、字文珠。地番、228番地14のうち。地目、宅地。地積、1,337.13平方メートル。同じく、地番、228番地27。地目、宅地。地積、612.93平方メートル。同じく、地番、1,037番地3のうち。地目、鉄道用地。地積、403.66平方メートル。合計、2,353.72平方メートル。

貸付料、無償。

(2) 建物。所在、字文珠。地番228番地14、27。構造、鉄骨造平屋建。面積、628.63平方メートル。

貸付料、月額19万円。

2、貸付期間。契約を締結した日から5年間。

3、貸付の相手方。旭川市流通団地1条1丁目、株式会社道北アークス、代表取締役、六車亮。

4、貸付の目的。市が設置する複合商業施設の建物及び敷地を使用するため。

提案理由は、市民の日常生活に不可欠な買い物環境を確保するため市が設置する複合商業施設の建物及び敷地を無償及び時価よりも低い価額で貸付するため、法令の定めるところにより議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、市有地無償貸付位置図及び建物減額貸付図面につきましては、定例会資料の47、48ページに掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回のこの貸付の件なのですが、土地と建物を貸付することになっております。商業施設と土地なのですが、さきの設置条例の中で、この商業施設と敷地におけるこの禁止条項というのですか、禁止条項が条例に記載されておられません。基本的には、この禁止条項があって、それを守るということを約束されて貸付することということが多分望ましいのかなと思っているのですが、その辺どういふふうな認識なのかを聞いておきたいと思っております。

あともう一つ、先ほど佐渡課長、答弁の中で訂正された答えがあったのですけれども、今回のこの資料の中で、78ページの中で黒枠で囲まれているところはアークスに貸付して、それ以外は取りあえず市で管理するという事で間違いなかったのか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 建物の貸付の関係につきましては、先ほど複合施設のほうの条例の制定の提案をしておりますけれども、その中でもありますとおり、貸付主と、相手と契約に基づいて貸付をすることになりますので、前提となるのは事業者と市のほうでまずはテナントとして貸付することの後に正式にこちらのほうの減額をして貸し付ける、それから土地の無償の貸付のほうの契約も行っていくというような考えでございます。（「もう1点は。」と呼ぶ者あり）

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） もう一つは、その太い枠の話ですけれども、この今御提案している財産の貸付、無償及び減額についてにつきましては、この黒い枠の線の中を減額、建物減額貸付をするということでございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 最初の質疑なのですけれども、条例の中では禁止事項は定めなくて貸付を行う、契約する中で行っていくということになるのですか。条例は条例できちんとしたものを定めておかないと、今後、大変になるのではないかという認識を持っているのですけれども、契約書の中身と条例というのは、また別々な問題だと思うのですけれども、その辺の御回答、ちょっともう1回いただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 先ほど複合施設、商業施設設置条例の中でも一部お話をさせていただきましたけれども、設置条例の中の第4条ですか、貸付契約ということで、建物に関する細かい部分につきましては、貸付契約の中で今後はっきりとした形で、細かい部分を制定します。今回の財産の貸付につきましても、この土地の貸付、お貸しする部分に関する制限だとか用途以外のものについては認めないとか、そういう内容のものにつきましては、今後契約いたします中で、契約書の中でその辺はしっかりとうたう形になるのかなど、そのように思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

## 議案第50号



○議長（川野敏夫君） 日程第16 議案第50号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第50号の補正予算につきまして、御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第50号令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,228万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,702万7,000円とする。

2項は省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。事項、一般廃棄物収集運搬包括業務委託。期間、令和5年度より至令和7年度。限度額、1億1,700万円。

これは、家庭系廃棄物及びし尿であります一般廃棄物の収集運搬業務を令和5年度から令和7年度までの3年間委託するための予算措置でございます。

以上で、議案第50号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費10節需用費125万円の増額補正は、燃油高騰に伴う電気料の値上げにより、市庁舎の電気料予算が不足する見込みとなったものでございます。

次に、3項1目とも戸籍住民基本台帳費17節備品購入費15万8,000円の増額補正は、戸籍窓口の機器更新に伴い、事務室内のパソコン等の配置換えが必要になったため、テーブルなどの備品を整備しようとするものでございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費19節扶助費21万円の増額補正は、重度心身障害者に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額であります。なお、福祉灯油の概要につきましては、資料で御説明いたしますので、定例会資料の49ページをお開き願います。

上段に福祉灯油代助成事業の概要を掲載しております。事業の目的は、暖房用灯油価格の高騰を受け、市民税非課税世帯である高齢者世帯等に対し、生活の安定と福祉の向上を図るため、灯油代の一部を助成するもので、給付額は、1世帯当たり1万円としております。対象は、高齢者世帯、重度心身障害者世帯、ひとり親世帯、計483世帯、総額483万円の給付を見込み、それぞれ老人福祉事業費、障害者福祉費、児童福祉事業費の扶助費に予算計上をし

ており、1月18日から地区ごとに受付を開始する予定としております。

6ページに戻りまして、5目医療福祉費1節報酬12万円と8節旅費1万4,000円の増額補正は、会計年度任用職員の退職引継ぎに係る3月雇用分と最低賃金の改定に伴う単価増分を合わせたものでございます。

2項老人福祉費1目老人福祉事業費19節扶助費450万円の増額補正は、福祉灯油代助成事業の高齢者分、4項児童福祉費2目児童福祉事業費19節扶助費12万円の増額補正は、同じく福祉灯油代助成事業のひとり親世帯分でございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費18節負担金補助及び交付金155万円の増額補正は、出産・子育て応援交付金支給の実施に伴う増額であります。なお、交付金の概要につきましては、資料で御説明いたしますので、定例会資料の49ページをお開き願います。

下段に、出産・子育て応援交付金の概要を掲載しております。事業の目的は、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を実施するもので、給付額は妊娠届出時と出生届時にそれぞれ5万円としており、対象は令和5年1月1日から9月末までに妊娠・出生の届出をした方で、経過措置として令和4年4月以降の出産も含むこととしております。

8ページにまいりまして、4目墓地火葬場費18節負担金補助及び交付金11万4,000円の増額補正は、燃油価格の高騰と火葬炉掃除機の更新等に伴う砂川地区保健衛生組合負担金の増によるものでございます。

次に、8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費10節需要費142万2,000円の増額補正は、燃油高騰に伴う電気料の値上げにより、道路街灯の電気料予算が不足する見込みとなったもので、2目道路維持費12節委託料87万7,000円は、本年度実施した市道の整備に伴う道路台帳整備に係るものでございます。

次に、5項住宅費1目住宅管理費10節需用費55万1,000円の増額補正は、燃油高騰に伴う電気料の値上げにより、公営住宅の共用灯及び街灯の電気料予算が不足する見込みとなったもので、14節工事請負費300万円の増額補正は、一般修繕の増、22節償還金利子及び割引料49万2,000円の増は、退去者の増による市営住宅敷金返還金の増によるものでございます。

次に、10款教育費4項保健体育費3目体育施設費10節需用費9万4,000円、4目学校給食費10節需用費23万円、5項青少年対策費、10ページにまいりまして、2目児童厚生施設費10節需用費6万9,000円の増額補正は、いずれも燃油高騰に伴う電気料の値上げによるもので、市民体育館、給食センター、児童館及び児童センターの各施設において電気料予算が不足する見込みとなったものでございます。

次に、15款1項1目とも予備費248万8,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金3目衛生日費補助金4節母子保健事業補助金103万3,000円の増額補正は、歳出に計上した出産子育て応援交付金の財源とするものでございます。

次に、15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金8節地域づくり総合交付金50万円の増額補正は、歳出に計上した高齢者世帯等福祉灯油代助成事業の財源に、3目衛生費補助金2節母子保健事業補助金25万8,000円の増額補正は、歳出に計上した出産・子育て応援交

付金の財源とするものでございます。

次に、18款1項とも繰入金、4目1節とも敷金基金繰入金49万2,000円の増額補正は、歳出に計上した市営住宅敷金返還金と同額を基金から取り崩すものでございます。

19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金1,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

以上で、議案第50号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 民生費の福祉灯油の件で何点か聞きたいと思います。

今回、均等割世帯が対象になっていないのですけれども、均等割世帯が何で入らなかったのかを聞きたいのと、もし入っていれば何世帯が対象だったのかというのを、均等割の世帯ですね、もし対象であれば何世帯が対象だったのかというのをちょっと聞きたいと思います。

あと、1世帯当たり1万円ということなのですけれども、この1万円になっている根拠、今、燃料の高騰だとかいろいろ騒がれている中で、1万5,000円にできなかったのか、また2万円にできなかったのかということも、いろいろあると思うのですけれども、その辺、1万円の根拠をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） まず、均等割の世帯について実施しなかった状況ですけれども、今回も昨年と同様の考え方の中で、実施に向けての検討をさせていただいた中で、金額も含めての設定をさせていただきました。均等割世帯、先日、別の案件では、均等割世帯にまで範囲を広げての交付金ということもありましたけれども、福祉灯油については例年同様という形での実施という方法で進めさせていただいております。

何世帯、例えば均等割世帯あったかという話になりますけれども、約70世帯程度が均等割世帯に該当するというふうに思われます。

そして1万円今回設定させていただきました。昨年も同じ金額1万円の設定ということになりましたけれども、大体実勢時期に向けての価格を調査した中で、予算要求する段階では124円程度の金額が出ておりました。おおむね昨年と同様の金額という中で、同等の金額設定をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

母子保健事業の出産・子育て応援交付金につきまして、これ、妊娠届出をしたときに5万円、また出生時5万円ということになってはいますが、これは現金支給なのか、それともクーポン支給を取るのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

また、現金支給とかになると、どういう形での支給になるのか、その点2点お伺いしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 母子保健事業の実施についてですけれども、まず現金支給かどうかという部分では、クーポンにもできるのですけれども、本市の事情等勘案した中で、現金

が望ましいという判断をしております。

そして、支給の方法ですけれども、妊娠の届出時に5万円、そしてお子さんが生まれた後の届出時に5万円というような支給の方法で考えております。ただ、今年度分につきましては、もう既にお生まれになった方たちも含めて実施できるように、経過措置分として2名分の予算措置もさせていただいているという状況です。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 現金支給ということで、届出が5万円、生まれたときに5万円、それは届出したときに5万円を頂けるのか、それとも後日口座か何かに振り込まれるのか、その点聞きたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 届出時に現金は用意できてませんので、後ほどということになってきます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

## 休 会 の 議 決

○議長（川野敏夫君） お諮りいたします。

行政常任委員会審査のため、12月14日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、12月14日を休会とすることに決定いたしました。なお、行政常任委員会は、12月14日に委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

来る12月15日、本会議を開きますので、所定の時間に御参集願います。

## 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時06分 散会）



上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      能    登    直    樹

署名議員      下    山    則    義